

令和2年5月26日

保護者様

大阪市教育委員会
こども青少年局
大阪市立鯰江中学校
校長 児玉光弘

令和2年6月1日からの学校園の再開について（お知らせ）

平素から本校（園）の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和2年5月31日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせしたところです。このたび、政府が大阪における「緊急事態宣言」の解除を行ったことを受け、幼児児童生徒の感染予防の徹底を図るために行つておりました臨時休業を令和2年5月31日（日曜日）までとし、6月1日（月曜日）から大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校を再開いたします

つきましては、学校園は再開いたしますが、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでの臨時休業中と同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申しあげます。

また、6月1日（月曜日）から12日（金曜日）までの分散登校の期間において、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合の平日の居場所の確保等についても、これまでどおり実施します。しかしながら、当該期間は下記のとおり全学年一斉の分散登校（園）することとしており、教室では授業を行うため、教職員や教室（居場所）の確保が難しい場合が想定されますので、家庭等でのお子様の監護が可能な方はできる限り家庭等での監護にご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申しあげます。

記

1 臨時休業期間の終了と学校園の再開

- ・臨時休業期間は、令和2年5月31日（日曜日）までとします。
- ・令和2年6月1日（月曜日）から学校園を再開します。

2 学校園の再開後の授業（保育）等について

【6月1日（月曜日）から12日（金曜日）まで】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1学級を2つに分けた分散登校園とします。
- ・中学校は授業時間をできる限り確保する観点から、午前または午後各3時限の授業を

行います。

- 午前は授業終了後に給食の提供を受けて下校、午後は授業開始前に、給食を提供します。なお、給食の内容は、感染症予防対策により、小学校ではパンと牛乳と副食1品となり、中学校ではパンと牛乳のみとなります。
- 登校は、次の時間にお願いします。各クラスをA、Bに分けて、午前午後に分かれて登校、1週間で午前と午後を入れ替える予定です。なお、A、B班の決定は学年ごとに決めて生徒の皆さんに連絡します。

登校（園）時間	6月1日	2日	3日	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日
下校（降園）時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
予定 8:15～8:25 11:35～11:55	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B
予定 12:15～12:25 15:45～15:55	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から給食当番を固定するために午前の部と午後の部の児童を1週間ごとに交代します。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、**授業を急遽中止**することがあります。その場合、学校園のホームページでお知らせしますので、必ず一日に1度は定期的にご確認いただきますようお願いします。
- 登校に際しては、**必ずマスクを着用するようお願いします**。マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- 登校に際しては、**お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください**。学校で健康観察表の確認をいたします。

【6月15日（月曜日）から】

- 感染防止策を講じたうえで、通常の授業を実施する予定です。登校は、通常どおりお願いします。
- 給食を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、**授業を急遽中止**することがあります。その場合、学校園のホームページでお知らせしますので、必ず一日に1度は定期的にご確認いただきますようお願いします。
- 引き続き、登校に際しては、**必ずマスクを着用するようお願いします**。マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- 引き続き、登校園に際しては、**お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください**。学校園で健康観察表の確認をいたします。

3 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

・学校が再開した後も、引き続きご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いします。また、登校に際しては、必ずお子様に持たせるようにしてください。

・**お子様が、次の状況になった際は、学校園に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。登校園日・預かりへの参加はご遠慮ください。**授業日ですが、子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはなりません（出席停止扱いとなります）。

① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いにより PCR 検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合

② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合

④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱（体温が 37.5 度前後より高い状態）以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合

・もし授業中等に、発熱・体調不良等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。

・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。

・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

*「新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

*医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

緊急事態宣言は解除されましたが、ご家庭の皆様で、感染防止の3つの基本対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）等の「新しい生活様式」を実践いただく等、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

○十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。

○手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石鹼で手を洗ってください。

○咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。

○1~2時間に一度、5~10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。

○換気を励行してください。

○①密閉空間で換気ができない、②人が多く集まる、③近距離での会話や発声が行われる、の3つの条件が同時に重なる場所は避けましょう。

*あわせて、「感染症対策へのご協力をお願いします」をご参考ください。

5 再開後の行事等の取り扱い

(1) 入学式

- ・大阪府が分散登校期間中は学校行事を実施しないこととしているため、「緊急事態宣言」を受け未実施の入学（園）式については、6月14日（日曜日）までは開催しないこととします。開催時期や開催方法を含め、詳細については改めてお知らせします。

(2) 部活動

- ・部活動については、6月14日（日曜日）まで中止とし、6月15日（月曜日）から再開する予定です。なお、詳細は改めてお知らせしますが、再開後、当面の間は、校内活動のみとし、身体接触を避けた練習等に限る予定です。

(3) 令和2年7、8月に実施する修学旅行等、校外での教育活動について

ア 修学旅行及び泊を伴う学校行事については原則として、延期もしくは中止とする。

イ 遠足（校外学習）や職場体験学習等、泊を伴わない校外での教育活動についても、移動に公共交通機関や貸切バスを使用する場合は、原則として、延期もしくは中止とする。

(4) 長期休業

- ・今後改めてお知らせしますが、夏季休業は、8月8日（土曜日）から24日（月曜日）までに、冬季休業は12月26日（土曜日）から1月6日（水曜日）までに短縮する予定です。

(5) 教育課程

- ・学習指導要領を踏まえた教育課程を再検討する必要があります。指導内容・指導時数や学校行事の取り扱い等、教育課程の編成にあたっての考え方は、改めて通知します。

(6) その他

- ・体育における水泳の取扱いについて、6月中は実施しないこととします。7月以降の実施の可否については、近日中にお知らせします。（※部活動は除く）